

大府市告示第145号

大府市手数料条例別表(6)建築確認等関係手数料17の項、18の項及び19の項の市長が定める機関が認めた場合及びその他市長が定める場合（平成24年大府市告示第136号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。)の建築物全体(非住宅の部分(住戸の部分(人の居住の用の用途に供する部分に限る。)及び共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。)以外の部分をいう。以下同じ。)がある場合を除く。以下同じ。)若しくは複合建築物(非住宅の部分及び住宅の部分(非住宅の部分以外の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。)の住宅の部分に係る申請の場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。<u>以下「品確法」という。</u>)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性</p>	<p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。)の建築物全体(非住宅の部分(住戸の部分(人の居住の用の用途に供する部分に限る。)及び共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。)以外の部分をいう。以下同じ。)がある場合を除く。以下同じ。)若しくは複合建築物(非住宅の部分及び住宅の部分(非住宅の部分以外の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。)の住宅の部分に係る申請の場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関とする。</p>

改正後	改正前
<p>能判定機関とする。</p> <p>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 その他市長が定める場合</p> <p>(1) <u>品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)</u> (日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6、7又は8(令和4年経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5、6、7又は8)が表示されているものに限る。)の写しを添付した場合とする。</p> <p>(2) <u>一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)</u>の写しを添付した場合とする。</p>	<p>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 その他市長が定める場合</p> <p><u>一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)</u>の写しを添付した場合とする。</p>

附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。